

SNSやAI等のデジタル技術を使った
青少年の犯罪被害の防止に関する提言

近畿ブロック知事会

令和7年12月

SNS や AI 等のデジタル技術を使った 青少年の犯罪被害の防止に関する提言

昨今、全国的に、SNSによるバイト募集広告を騙った犯罪への加担や、オンラインカジノの利用、また生成AIによる性的ディープフェイクなどの事案が頻発し、青少年の被害も報じられている。特に、生成AIによる性的ディープフェイクは、アプリ等を用いて実在する子どもの画像を加工し、本人の顔が分かる状態で実写と見紛うような偽の性的画像を作成することが可能であり、SNS等を通じて第三者に共有する行為も確認されている。自らの画像を無断で性的画像に加工されることは、被害者にとって深刻な性的搾取かつ人権侵害であり、子どもであればなおさら、その心身の健全な成長に深刻な影響を与えうるものである。

いずれも、巻き込まれた青少年の心身に多大な悪影響を及ぼす深刻な事案であり、子どもたちがこれらの犯罪に巻き込まれ被害に遭うこと、また加害者となることを未然に防ぐため、次の事項について要望する。

1 省庁横断的な対策及び国民への周知啓発

SNSや生成AI等のデジタル技術を使った青少年の犯罪被害や性的ディープフェイクなどの性的搾取を未然に防ぎ、子どもたちを被害者にも加害者にもさせないため、「インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ課題と論点の整理」を踏まえ、また、「インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関する関係府省庁連絡会議」でとりまとめられた工程表に則り、着実に省庁横断的に未然防止策及び被害救済策を検討し、最適な対策を講じるとともに、国民に十分な周知啓発を行うこと。

2 実在する児童の顔を加工して作成された性的画像の厳正な取締り

現行の児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号。以下「児童ポルノ法」という。）は、実在する児童の性的自由を保護していると解されるところ、生成AI等により実在する児童の顔を加工して性的画像を作成する行為は同法の規制対象とされるべきであるにもかかわらず、明文化されていないことから、児童ポルノ法に規定する児童ポルノの定義について、実写の写真等のみならず、生成AI等により実在する児童の画像を加工して作成された性的画像も「実在する児童の性的描写」として児童ポルノに該当しうることを明確化した上で、法律に基づき厳正に取り締まること。

令和7年12月

近畿ブロック知事会

福井県知事職務代理者

福井県副知事	中村保博
三重県知事	一見勝之
滋賀県知事	三日月大造
京都府知事	西脇隆俊
大阪府知事	吉村洋文
兵庫県知事	齋藤元彦
奈良県知事	山下真
和歌山県知事	宮崎泉
鳥取県知事	平井伸治
徳島県知事	後藤正純